**令和５年度青梅市学童保育所入所申請にかかる同意書**

令和５年度青梅市学童保育所入所申請に当たり、次の項目について同意が必要です。すべての項目を確認し、「確認」欄の**□**にチェックを入れ、ご署名の上、提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **項目** | | **確認** |
| 申請 | １ | 令和５年度青梅市学童保育のしおりをすべて読み、内容について了承した上で入所申請をします。 |  |
| ２ | 入所申請書兼児童台帳（家族状況、同居者、同居の祖父母等）および就労証明書等の添付書類の内容について、虚偽の事実はありません。 |  |
| ３ | **２で虚偽の事実があった場合、入所申請、入所承認または入所保留の決定を取り消されることについて、異議はありません。** |  |
| 入所 | ４ | 入所選考の結果通知は、郵送で構いません。また、入所が決定した場合は、同封の書類を確認して、速やかに必要な手続きをします。 |  |
| ５ | 入所決定後、期限までに「学童保育所入所辞退届」を提出しなかった場合は、入所の意思があると判断されて構いません。 |  |
| ６ | 第二希望に入所決定後、第一希望の入所を再度希望する場合は、窓口で「学童保育所入所希望変更届」を提出します。 |  |
| 入所中 | ７ | 提出した入所申請書兼児童台帳の内容に変更**（住所、保護者、学校、障害の有無、同居者等の変更）**があった場合は、市窓口へ「学童保育所入所申請書兼児童台帳変更届」を提出します。 |  |
| ８ | 提出した就労証明書の内容に変更**（転職、または社名、勤務地、勤務形態、勤務日数、勤務時間の変更）**があった場合は、市窓口へ就労証明書を再提出します。また、**休職・退職、産休・育休取得**をした場合は、市窓口で必要な手続きをします。 |  |
| ９ | 入所要件を変更する場合または入所要件を証明する書類に変更**（退院、手帳等の級度数の変更）**があった場合は、市窓口で手続きをします。 |  |
| 10 | **７、８または９の提出をしなかった場合、入所申請、入所承認または入所保留の決定を取り消されることについて、異議はありません。** |  |
| 延長  保育 | 11 | 午後７時を超えて延長保育を利用した場合は、『利用の承認』を取り消されても構いません。 |  |
| 減免 | 12 | 減免は申請をした月の翌月から適用が開始されることについて、異議はありません。 |  |
| 滞納 | 13 | 育成料等は、滞納（納期限までに納付しない）しません。滞納した場合は、電話、自宅訪問等その他の方法で督促を受けることについて、異議はありません。 |  |
| 退所 | 14 | 年度途中に退所をする場合は、退所を希望する月の２０日までに、市窓口へ「学童保育所退所届」を提出します。 |  |

私は、以上すべての項目について同意し、入所申請をします。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

署名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務処理欄  無　・　有 | 未提出書類 |  | | |
| 提出期限 | 月　　　日まで | 提出日 | 月　　　日 |